岩見沢市物産協会産業技術振興賞表彰実施要項

第１ 目　的

　　この要項は、新技術・新製品の開発、販売及び経営の合理化等に関して、

　他の模範となる取組を推進している事業者を表彰し、その功績を称えること

　で、市内事業者の意欲を高め、地域の振興、市内産業の高度化・発展に寄与することを目的とする。

第２ 表彰対象

　　表彰は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者を対象者として実施す

　るものとする。

1. 岩見沢市内に本社がある事業所のうち、一年以上同一の事業を営む事業

所若しくはこれらの事業所に属するグループ又は個人

1. 上記に該当する者のうち、過去に同一案件により、本事業の表彰を受け

ていない者

第３ 表彰の基準

　　表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行なう。

1. 新技術・新製品（新サービスを含む）の開発、販売に寄与した者
2. 工程・工法等の改善により品質向上に著しい効果をあげた者
3. 新たな生産技術の導入及び経営・技術部門の良好な管理により成果をあ

げている者

1. アイデア・発明等により事業化に成功した者
2. ベンチャー企業として業績を伸ばしている者
3. 働き方改革の推進により、労働環境の質の向上や生産性向上等の成果をあげた者

第４ 募集及び応募

　　表彰対象者の募集は年１回、公募により行うものとし、自薦・他薦は問わないものとする。

第５ 選考委員会

　　岩見沢市物産協会産業技術振興賞の選考を行うため、岩見沢市物産協会表彰選考委員会（以下「委員会」）を設置する。

２　委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

1. 会長が指名する副会長
2. その他会長が必要と認める会員　３名程度

３　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員会に委員長を置き、第２項第１号の委員をもって充てる。

第６ 被表彰者の決定

　　会長は、委員会の審議結果に基づき被表彰者を決定する。

第７ 表彰の方法

　　表彰は、原則として毎年度１回行うものとし、岩見沢市物産協会総会の際に、会長が盾及び記念品を授与して行う。

　　附　則

令和６年６月１０日　制　　定

令和７年６月３０日　一部改定